



# 性能評価申請要領 (構造)

ビューローベリタスジャパン株式会社

## 目 次

§ 1. 性能評価の対象	1
§ 2. 性能評価基準	1
§ 3. 新規性能評価の申請	2
(1) 事前相談	
(2) 申請資料の提出	
(3) 第1回委員会資料の提出	
(4) 第1回委員会	
(5) 第1回委員会後の連絡	
(6) 指摘事項回答書の送付	
(7) 手数料の請求	
(8) 部会	
(9) 第2回委員会資料の提出	
(10) 第2回委員会	
(11) 第2回委員会の結果連絡	
(12) 性能評価書の交付	
(13) 大臣認定の申請	
(14) 最終版図書の提出	
§ 4. 設計変更の性能評価の申請	6
(1) 事前相談	
§ 4-1. 委員会の開催を必要とする場合	7
(1) 委員会資料提出	
(2) 以降の手続き	
§ 4-2. 委員会の開催を必要としない場合	7
(1) 部会日時連絡	
(2) 部会資料提出	
(3) 部会	
(4) 以降の手続き	
§ 5. 留意事項	8
§ 5-1. 個別建築物における防災性能評価等の要否について	
§ 5-2. 申請の取り下げ及び審査期日の延期について	
§ 5-3. 審査期間について	
§ 6. お問い合わせ先	9

## § 1. 性能評価の対象

本申請要領は以下の性能評価審査に関する手続きを示したものです。

- ① 建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る、高さが 60m を超える超高層建築物
- ② 建築基準法第 20 条第 1 項第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロの規定による、高さが 60m 以下の建築物
- ③ 建築基準法施行令第 139 条第 1 項第三号及び第四号ロ(これらの規定を令第 140 条第 2 項、第 141 条第 2 項及び第 143 条第 2 項において準用する場合を含む。)並びに第 144 条第 1 項第一号ロ及びハ (2) の認定に係る、高さが 60m を超える工作物

## § 2. 性能評価基準

本性能評価は、時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書及び時刻歴応答解析工作物性能評価業務方法書第 4 条評価基準に基づき審査を行います。

## § 3. 新規性能評価の申請

### (1) 事前相談

新規に性能評価を申請される場合は、委員会開催日の1ヶ月前までに、担当職員と必ず事前に打合せを行い、下記の事項を明確にしてください。

- ① 建築物の概要・構造上の特徴等
- ② 時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書の評価基準への適合
- ③ 性能評価と確認申請との審査範囲(例:基礎が一体となっている低層の別棟(駐車場等))
- ④ 防災性能評価の申請の有無
- ⑤ 住宅の品質確保の促進等に関する法律 53 条第 4 項の規定に基づく特別評価方法認定に係る試験の有無

### <申請における留意事項>

申請に際しましては、本申請要領の他に以下の規程等を必ずよくお読みください。

- ① 性能評価業務規程
- ② 性能評価業務約款
- ③ 手数料一覧表<性能評価>

なお、事前相談票 (BVJ-007BA) を作成いただき、これを基に建築評定部と打ち合わせを行います。

### (2) 申請資料の提出(受付)

以下の資料(申請資料)を委員会開催の7営業日前までに提出してください(毎月の申請の締め切りは原則として委員会の7営業日前です)。なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますのでご注意ください。提出方法はその都度変更することもございます。

- ① 性能評価申請書 (BVJ-001BA)
- ② 性能評価用提出図書(※)

### ※提出図書等の内容及び部数

提出図書の内容及び部数等については、性能評価申請図書作成要領をご参照ください。

担当職員より、必要書類の確認、資料の内容の確認、今後の手続きのご説明をいたします。提出資料は、原則として申請者をご持参ください。なお、必要に応じて受領書を交付いたしますので、担当職員にお申し出ください。

◆委員会の開催日

委員会の開催日については担当職員までお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

TEL : (03) 5325-7338 建築評定部

URL : <https://www.bvjc.com/ctc-business/hrsa-bca/committee/>

(3) 第1回委員会資料の提出

委員会当日の必要書類（(2)の申請図書作成要領参照）を委員会の2営業日前午前中まで（郵送等でも可）に提出してください。提出方法はその都度変更することがございます。

(4) 第1回委員会

委員会ではヒアリングを実施し、その後、担当評価員及び部会日程を決定します。ヒアリングでは申請者に申請内容の説明を行っていただきます。説明は(3)の資料を用いて、適宜評価員の質問にご回答いただく形式で行います（委員会への出席者は4名以内としてください）。所要時間は、質疑応答を含めて1～2時間を目安にしてください。また、委員会における質疑応答記録は後日「指摘事項回答書（BVJ-006BA）」にまとめていただきます。

(5) 第1回委員会の後の連絡

担当評価員、部会日程をメール等にてお知らせいたします。併せて、承諾書又は性能評価申請書に承諾印を押印したものをFAXいたします。委員会後1週間以内にメール等が届かない場合は担当職員へお問い合わせください。

(6) 指摘事項回答書の送付

委員会当日の指摘事項回答書（BVJ-006BA）を委員会終了後3日以内にメールまたはFAXにてお送りください。必要に応じ、事前に担当評価員に転送させていただきます。

(7) 手数料の請求

性能評価手数料については、(2)の申請資料提出後（受付後）、請求書を送付いたしますので、性能評価終了までに所定の銀行へお振り込みください（手数料が振り込まれていない場合、性能評価書が交付できない場合があります）。

(8) 部会

部会は、申請者にご出席いただき、性能評価用提出図書及び必要に応じて指摘事項回答書（BVJ-006BA）に基づく追加検討書の説明をしていただくとともに、担当評価員との質疑応答等を含めて詳細な検討を行います。また、部会は第2回委員会までに原則1回しか行いません。再度部会の開催が必要な場合、第2回委員会で審査終了しないこともありますのでご

了承ください。

なお、部会資料は、部会の2営業日前午前中までに提出してください。

#### (9) 第2回委員会資料の提出

部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告用資料（(2)の申請図書作成要領参照）を委員会の2営業日前午前中まで（郵送等でも可）に提出してください。提出方法はその都度変更することがございます。

#### (10) 第2回委員会

委員会では、原則担当評価員より（9）の委員会報告用資料に基づき報告を行います。評価員の報告を基に検討を行い、性能評価基準に照らし、次の通り「適合」「適合（確認事項有り）」「保留」「不適合」の何れかの判定をいたします。なお、申請者にご出席いただくこともございますのでご了承ください。

- ・「適合」 : 特に問題なく審査終了
- ・「適合（確認事項有り）」 : 軽微な修正等を確認の上、審査終了
- ・「保留」 : 再度部会にて継続審査を行う
- ・「不適合」 : 審査を継続する事が困難であるため、審査打ち切り

#### (11) 第2回委員会の結果報告

委員会での結果を翌日までに次の通りご連絡いたします。なお、委員会翌日までに連絡がない場合は担当職員へお問い合わせください。

- ・「適合」 : 審査終了通知書
- ・「適合（確認事項有り）」 : 審査終了通知書  
(確認事項、確認方法等に関しましては、審査終了通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認ください。)
- ・「保留」 : 性能評価保留通知書  
(審査を打ち切る事が妥当でないと判断されるものは、再度部会において審査いたします。その場合「性能評価保留通知書」を送付いたしますので、次回部会日程等をご確認ください。)
- ・「不適合」 : 電話にて連絡の上、性能評価をしない旨の通知書を送付いたします。  
(審査を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合、又は、審査期間が6ヶ月を越える案件は「性能評価をしない旨の通知書」を送付いたします。((10)の委員会終了後1週間以内です。)この時点までに申請者は手数料をお振込みください。

#### (12) 性能評価書の交付

委員会において「適合」「適合（確認事項有り）」と判定された案件については「性能評価書」を交付いたします（(10)の委員会終了後（「適合（確認事項有り）」の場合は確認事項承認後）1週間程度です）。出来次第メール等でご連絡いたします。なお、送信したメール印刷等と引換えに性能評価書をお渡しします。この時点までに申請者は、手数料をお振込みください。大臣認定書類の提出等を当社に委任いただく場合は、性能評価書原本を当社でお預りいたしますので写しをお渡しいたします。

#### (13) 大臣認定の申請

性能評価書の交付後、国土交通省に大臣認定の申請をしていただくこととなります。申請方法につきましては、「性能評価の国土交通大臣認定申請の手続きについて」（当社ホームページ）をご参照ください。なお、当社では、認定申請のお手伝いを実施しております。認定申請代行の費用は無料ですが、認定申請料の収入印紙（2万円）はご準備ください。

大臣認定の申請から認定書の受渡しまでの目安期間は、約2.5ヶ月となりますので、予めご了承ください。詳細につきましては、担当職員にお問い合わせください。

#### (14) 最終版図書の提出

認定書の交付後、「最終版図書」（(2)の申請図書作成要領参照）2部を、認定書の交付後1ヶ月以内に提出してください。1部は、当社確認印を押印の上、返却いたします。

## § 4. 設計変更の性能評価の申請

既に性能評価が終了している建築物の構造方法等に関して計画の変更（設計変更）が生じた場合の確認申請上の取り扱いにつきましては、まず確認検査機関等にご相談ください。

計画の変更に伴い、性能評価の変更申請が必要となる場合は、事前に担当職員にご連絡の上ご相談ください。なお、打合せに多少お時間をいただく場合がございますので、事前相談はできるだけ早い段階でお願いいたします。

### (1) 事前相談

個別建築物の性能評価の変更申請にあたっては、担当職員と事前に打合せを行い、下記の事項を明確にしてください。

- ① 設計変更の内容
- ② 設計変更に対する検討内容
- ③ 大臣認定申請の状況
- ④ 変更部分の床面積とその算定方法
- ⑤ 性能評価等のスケジュール

併せて、上記①～④についてとりまとめた資料「設計変更の概要説明書」（§ 3. (2) の申請図書作成要領参照）をご提出ください。

性能評価の変更申請は、原則として、申請者名、設計者名、建設場所に変更が無いものが対象となります。事前相談の内容により、委員会の開催の有無及び部会開催の有無を委員長及び性能評価時の担当評価員と打合せを行い、結果をご連絡いたします。

#### ◆委員会の開催を必要としない場合の事例

- ・ 部屋の配置変更等、部分的な平面計画の変更
- ・ 一部の階の階高、若干数の部材の断面形状・寸法等の変更
- ・ 塔屋や屋上工作物の軽微な設計変更に伴う建築物高さの若干の変更
- ・ 塔屋の設計変更等に伴う荷重の変更
- ・ 床、壁の部分的な仕上げ材料の変更に伴う荷重の変更
- ・ 二次部材の配置又は材料の変更
- ・ 部分的な鉄骨材の鋼種、使用するコンクリートの種類に関する安全側の変更

◆性能評価手数料は、受付後請求書を送付いたしますので、性能評価終了までに所定の銀行へお振り込みください（手数料が振り込まれていない場合、性能評価書を交付できない事があります）。

性能評価手数料の詳細については、手数料一覧表＜性能評価＞をご覧ください。なお、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定いたします。



## § 4-1. 委員会の開催を必要とする場合

### (1) 委員会資料の提出

以下の資料を委員会開催の7営業日前までに提出して下さい。

- ① 性能評価申請書 (BVJ-001BA) …………… 1部
- ② 設計変更の概要説明書 (§ 3. (2) の申請図書作成要領参照) …………… 7部※
- ③ 性能評価用提出図書 (設計変更部分) …………… 7部※

※部数は委員会ごとに変更があります。

### (2) 以降の手続き

以降の手続きは、「§ 3. 新規性能評価の申請」の(3)以降と同様です。

## § 4-2. 委員会の開催を必要としない場合

### (1) 部会日時連絡

担当職員より性能評価用提出図書等の準備が整う時期をお伺いいたします。その後、その時期を踏まえ、前回審査時の担当評価員と部会日時の調整を行い、申請者にご連絡いたします。(担当評価員は、原則として前回審査時の担当評価員となります。)

### (2) 部会資料提出

以下の資料を部会開催の7営業日前までに(部会連絡から部会開催までが7営業日前以内の場合はできるだけ早急に)提出してください。

- ① 性能評価申請書 (BVJ-001BA) …………… 1部
- ② 設計変更の概要説明書 (§ 3. (2) の申請図書作成要領参照) …………… 3部※
- ③ 性能評価用提出図書 (設計変更部分) …………… 3部※

※部数は委員会ごとに変更があります。

### (3) 部会

部会においては、申請者にご出席、変更内容を(2)の資料を用いて説明いただき審議を行います。

### (4) 以降の手続き

以降の手続きは、「§ 3. 新規性能評価の申請」の(7)以降と同様です。

## § 5. 留意事項

### § 5-1. 個別建築物における防災性能評価等の要否について

1つの建築物について複数の性能評価を取得する場合、原則として、大臣認定申請は同時に行うこととなります。

特に、免震建築物において、中間階の専用免震層に免震材料を設置する場合や用途が発生している階等に免震材料を設置する場合（基礎構造の一部として取り扱われる最下層の専用免震層に設置される場合を除く）、免震材料が主要構造部（柱）とみなされ、耐火性能が要求される場合があります。この場合、大臣認定申請には防災性能評価も必要となりますので、確認検査機関等にご確認の上、防災性能評価を取扱っている機関の担当部署にご相談ください。

また、防災性能評価により構造耐力上主要な部分の変更が生じた場合は、設計変更の性能評価の申請が必要となりますので、ご注意ください。

### § 5-2. 申請の取り下げ及び審査期日の延期について

申請者側のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届（BVJ-005BA）」を提出していただきます。ただし、この場合、手数料は返還できませんので、ご了承ください。

また、追加資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付いたします。期日延期の場合、追加手数料が必要となりますので、詳しくは担当職員にお問い合わせください。

### § 5-3. 審査期間について

審査期間は、第1回委員会開催日から6ヶ月間です。審査期間が6ヶ月を過ぎますと、審査打ち切りとなります。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意ください。

## § 6. お問い合わせ先

性能評価の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願いいたします。

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求、ホームページ等のお問い合わせは、下表までお願いいたします。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
・ 事前相談 ・ 性能評価申請 ・ 資料提出	ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 建築評定部 担当職員宛 TEL (03)5325-7338 FAX (03)3342-8515
・ 委員会開催日 ・ 資料請求等	ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 建築評定部 TEL (03)5325-7338 FAX (03)3342-8515
	委員会の開催日 URL : <a href="https://www.bvjc.com/ctc-business/hrsa-bca/committee/">https://www.bvjc.com/ctc-business/hrsa-bca/committee/</a>
・ 認定申請のお手伝い	ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 建築評定部 TEL (03)5325-7338 FAX (03)3342-8515

所在地 ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 建築評定部

〒163-1517 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー17F

制定：平成16年10月 1日

改訂：平成19年 7月20日

改訂：平成26年 4月 1日

改訂：平成27年 6月 1日

改訂：令和 3年 5月 1日

改訂：令和 5年 3月10日